

平成 29 年 6 月 2 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PET ボトル事業部 様

第一回、第二回ペットボトルリサイクルの在り方検討会に関する意見提出

ペットボトル再商品化事業者
ペットボトル再商品化製品利用事業者
(事業者名については、別紙をご覧ください)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素からペットボトルリサイクルについて格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月11日および5月12日に開催されました、ペットボトルリサイクルの在り方検討会にて議論されております内容につきまして、以下の3点について意見を述べさせていただきたく存じます：

- ・再商品化業務の効率化～3か月ルールについて～
- ・年間入札回数
- ・市町村が容り制度に参加してもらうための方策～市町村による希望入札制度～

つきましては、下記の通りご検討・ご対応頂きたいと思っております。

謹白

記

【再商品化業務の効率化～3 か月ルールについて～】

3 か月ルールは、下記のように定義されていると認識しております：

- ・引き取りから原則として 3 ヶ月以内に、再商品化製品として利用事業者へ販売または引き渡すこと。
- ・委託料は、利用事業者への販売実績報告に基づいて、その数量を再商品化率で除して算出すること。

以上を踏まえ、有償・逆有償問わず、3 か月ルールは撤廃しても良いと考えます。

但し、有償についてのみ、引き取り実績報告に基づいて、引き取った量に応じた金額を翌月末に支払うという制度に変更することが必須であると考えます。

これにより、指定法人の業務負荷増を防ぐことが出来、また自治体に対しても拠出金の支払い方法について明確で理解を得やすくなることが期待されます。

適正に再商品化が実施されているかどうかは、現状運用されております報告事項により確認できると考えております。

(確認事項の例：ペットボトルボール在庫、再商品化製品在庫、再商品化率、残渣の処理状況等)

【年間入札回数】

ご存じのとおり、現在の年 2 回の入札制度は、年 1 回入札制度の時代に起きた、相場下落による再商品化業務継続の危機を経て年 2 回となりました。

このような経緯を鑑みた場合、年 2 回の実施を引き続き継続でよいと考えます。

入札の時期については、市町村の予算編成等にマッチングした時期に検討するのが良いと考えます。

【市町村が容り制度に参加しておらうための方策～市町村による希望入札制度～】

1. 希望する製品の優先順位付け

第二回検討会資料 2 第 1 回検討会の指摘事項等についての 2 ページ「希望するリサイクル方法」の集計結果より、

BtoB	: 全体の 23.2% (225,322 トン)
繊維	: 全体の 19.4% (188,832 トン)
シート	: 全体の 18.6% (180,304 トン)
成型品	: 全体の 17.6% (170,610 トン)

これは、複数回答により得られた結果であり、上記 4 種類の割合の中で突出して高いものはなく、大きな差はありません。

このことから、大部分の市町村は、上記 4 種類のうち特定の利用用途を望んでおらず、「4 種類のうちのいずれかに利用されてもらいたい」ことが考察出来ます。

現在の容り再商品化製品の利用用途は、上記 4 種類であるので、既に市町村の希望を満たしております。そのため、第一希望等の順位付けは不要です。

一方で、市町村が利用用途を知ることが出来るように、再商品化事業者（または再商品化製品利用事業者）の了解を得た上で、落札後に市町村毎の利用用途を公開する制度を設けるべきと考えます。

その際、再商品化利用事業者と締結する「引取同意書」に記載されている利用用途および数量は、あくまでも利用見通しである為、実際に利用された量を明確に公開できるよう、月次の実績報告の販売数量等、実績値を採用すべきと考えます。

第二回検討会資料 3 「PET ボトル再生処理事業者の実態調査とヒアリングの結果」6～7 ページより、

再商品化製品の全区分合計の販売量実績

	平成 27 年度実績		平成 28 年度実績	
	量/千トン	割合	量/千トン	割合
ボトル	39.9	17%	53.6	23.7%
シート	104.6	44%	99.5	43.9%
繊維	87.9	37%	68.5	30.2%
その他	5.1	2%	5.1	2.3%
合計	237.5	100%	226.6	100%

BtoB は、H27 年～H28 年にかけて、6%拡大。量も、約 1 万 4 千トン増。

シートは、割合としては微減であるが、量は約 5 千トン減。

繊維は、6.8%縮小。量も約 1 万トン減。

一方で、(第一回検討会 参考資料 5「日本化学繊維協会の発表資料」より) 繊維業界では、再生 PET 樹脂の使用量を維持又は拡大したい方向との発表がありました。

このような繊維メーカーの事情のように、何故、使用量を維持・拡大したい中で、販売実績減という再生樹脂マーケット縮小ともいえる傾向にあるのか、調査が必要と考えております。

従いまして、全ての利用用途の既存利用事業者に対し、使用計画量や今後の再生 PET 樹脂の利用量の展望のヒアリングを行い、需給バランスが崩れる要因となり得る下記の点について、調査・検証する必要があると考えます。

- ・表に示した販売実績の拡大・縮小傾向と利用事業者の今後の展望に大きなギャップが生じていないか。
- ・市町村が希望する利用用途別の量と利用事業者の利用計画量が大きくかけ離れていないか。

また、利用事業者による有効利用・高度な利用の取り組みについて、第一回検討会における再商品化製品利用業界代表からの発表資料を見ると、

- ・日本化学繊維協会
これまでに構築してきた PET ボトルリサイクルに係わるイノベーションシステム
- ・PET トレイ協議会
リサイクル原料の規格作り、用途別の自主規制 (V/R1/V、V/R2/V) 等、再商品化製品を幅広くかつ安全に利用するための取り組みをしてきた
- ・一般社団法人全国清涼飲料工業会
再商品化製品の利用に取り組む意欲がある企業はあるものの、**BtoB** は市場導入期であり課題が多いという認識

とあります。

BtoB リサイクルは始まったばかりであり、繊維業界・トレイ業界と比較し、長年構築してきたシステムや独自の規格・規制がまだ存在せず、安全に継続して有効利用する仕組みが整っていないのではと考えます。

また、**BtoB** の「課題」について、第二回検討会資料 2 「第 1 回検討会の指摘事項について」 5 ページによれば、「ボトル成形などの技術面、コスト面、**OEM** 生産といった製造面の課題がある」とあります。

この、技術・コスト等の課題について、飲料メーカーおよび利用事業者に対しさらなる調査を行い、現時点における **BtoB** リサイクル手法が、審議会の中で認識されている「水平リサイクル」たるものであるのか確認すべきと考えます。

合わせまして、現状運用されている、利用事業者との引取同意書ですが、再商品化事業者及び利用事業者の能力以上に引取同意書が発行されているため、締結した再商品化事業者との販売において引取不可等の混乱を招くことが生じております。

この引取同意書について、ある程度の拘束力(例：事業者の能力及び落札量に応じた同意量のみ承

認する、落札後に記載内容を利用事業者と確認し引取同意書の最終締結を行う)を持たせ、記載内容に精度を持った書類とすべきと考えておりますが、この点について、利用事業者に広く意見を募ってはいかがでしょうか？

もし、引取同意書の記載内容に精度を持つことが出来れば、利用用途ごとの利用計画量として参考にする事も出来ると考えております。

(つまり、同意書締結時の利用見通しと、年度末の実際に販売した量との比較ができる。)

2. 近郊でのリサイクルの希望

第二回検討会資料 2 第 1 回検討会の指摘事項等についての 2 ページ「希望するリサイクル方法」の集計結果のうち、上位 4 項を除くと、次に希望するリサイクル方法は、「地元地域に根ざした再商品化事業者によるリサイクル」です。

容り法が始まった当初は、再商品化事業者数が少なかったこと、また国内の各エリアに再商品化施設が無かったため、全国入札が適切であったと理解しております。

現在、各エリアに再商品化事業者が存在しており、その再商品化能力は、市町村申込量の 2 倍以上です。

集計結果より、回答を得た市町村の全体量が不明ですが、仮に 30 万トンとした場合、1/3 程度 (116,587 トン) の量が地元地域に根ざした事業者を希望しております。

現在の再商品化施設数であれば、市町村が地元地域を希望した場合でも、その希望に対応ができるかと思えます。

地元地域の事業者が再商品化をするメリットとしては、以下が考えられます：

- ・ 運搬に係る CO2 排出量の削減
- ・ 地場産業の育成を目的とする、独自処理を実施している市町村も容り制度へ参入して頂ける可能性がある。
- ・ 距離が近い場合、ベール検査の立会いの機会が増え、ベール品質向上につながる。
- ・ 市民の見学の機会を作ることが出来、市民への利用製品の紹介等、再商品化事業を紹介することで市民のリサイクルへの関心が高まる。

一方で、検証すべき点としては、以下が考えられます：

- ・ 地域により大きな競争倍率の格差が生じ、その結果、落札単価の格差が生じないこと。
- ・ 同一地域での入札が長く継続されることにより、ベール品質に特異性が生じない仕組み。

以上

(別紙)

本意見書に賛同するペットボトル再商品化事業者・再商品化製品利用事業者

再商品化事業者 9社

所在地	企業名
青森県青森市	株式会社青南商事
宮城県栗原市	ダイワテクノ工業株式会社
宮城県東松島市	株式会社タッグ
山形県米沢市	リサイクル東北株式会社
福島県大沼郡会津美里町	株式会社ジー・エス・ピー
千葉県千葉市中央区、松戸市	リソースガイア株式会社
千葉県市原市	有限会社石井運輸
広島県尾道市	株式会社正和クリーン
熊本県熊本市東区	有価物回収協業組合石坂グループ

再商品化製品利用事業者 3社

企業名
RP 東プラ株式会社
株式会社栗原製作所
進栄化成株式会社